

全国健康保険協会徳島支部 健康事業所宣言ロゴマーク 使用要綱

この要綱（以下、「本要綱」という。）は、全国健康保険協会徳島支部（以下、「徳島支部」という。）が作成した健康事業所宣言ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 使用者

ロゴマークを使用できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 徳島支部
- (2) 徳島支部が実施する「健康事業所宣言」事業にエントリーしている事業所
- (3) その他、徳島支部に許可申請を行い、使用許可を受けた者

2. 使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。

3. 使用手続き

ロゴマークの使用において、以下の手続きを必要とする。

- (1) ロゴマークの使用を希望する事業所（以下、「申請者」という。）は、事前に「健康事業所宣言エントリーシート」を提出の上、徳島支部の「健康事業所宣言」事業にエントリーすること。
- (2) 徳島支部は、上記（1）によるエントリーがあった場合、速やかに手続きを完了し、申請者に対して「健康事業所宣言ロゴマーク使用申請書」（以下、「申請書」という。）を送付すること。
- (3) 申請者は、上記（2）により送付された申請書に、電子メールアドレスほか必要事項を記入の上、徳島支部へ FAX 等で提出する。
- (4) 徳島支部は、（3）により提出された申請書に記載の電子メールアドレス宛に、暗号付き Zip ファイル化したロゴマーク PDF データを速やかに送付する。なお、データの送付は原則電子メールによるものとするが、受信環境が整備されていない等の理由により受信が困難な申請者に対しては、CD-R 等の電磁的記録媒体による提供も可能とする。

4. 禁止事項

ロゴマークの使用において、以下の事項を禁止する。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある使用
- (2) 徳島支部の信用・評判を毀損し得る方法での使用

- (3) 本要綱および別に定める使用マニュアルに反する使用
- (4) 第三者へのロゴマークデータおよびデータ解凍パスワードの再配布
- (5) その他、徳島支部が不相当と認める使用

5. 違反措置

申請者が上記3.に定める事項に違反した場合、徳島支部は以下の必要な措置を順次講ずる。

- (1) 警告
- (2) 使用許可取り消し
- (3) 社名公表
- (4) 訴訟

6. 申請者の責務

申請者の判断によりロゴマークを表示したものに関する事故および苦情等に関して、一切の責任は申請者に帰するものとする。

7. 著作権

ロゴマークに関する著作権は、徳島支部に帰属するものとする。

8. その他

本要綱および使用マニュアルに定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、徳島支部が必要な事項を定め、予告なく本要綱およびマニュアルを改定できることとする。

9. 附則

本要綱は、令和6年7月5日より施行する。

【本要綱に関する問い合わせ先】
全国健康保険協会徳島支部
企画総務グループ
TEL : 088-602-0251